



2019年7月11日

各位

会社名	月島機械株式会社
代表者名	代表取締役社長 山田 和彦
コード番号	6332 (東証第一部)
問合せ先	経営統括本部 経営企画部長 川崎 淳
電話	03-5560-6513

当社子会社における公正取引委員会からの排除措置命令 および課徴金納付命令について

当社の連結子会社である月島テクノメンテサービス株式会社は、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、2018年10月30日に公正取引委員会による立ち入り検査を受け、同委員会による調査に全面的に協力してまいりましたが、本日、同委員会より下記のとおり排除措置命令および課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本件に関しまして、株主の皆様、お客様をはじめ関係者の皆様には、多大なご迷惑をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 排除措置命令の概要

月島テクノメンテサービス株式会社は、東京都が発注する浄水場排水処理施設運転管理業務に関して、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為があったとして、違反行為を取りやめていることを確認し、今後同様の行為が行われないよう措置を講じること等を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	6,153万円
納付すべき期限	2020年2月12日

月島テクノメンテサービス株式会社は、公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、今般これが認められたことから課徴金の額は30%減額されております。

3. 今後の対応

当社グループとしましては、このたびの命令を厳粛かつ真摯に受け止め、再びこのような事態を招くことのないよう、コンプライアンス体制の一層の強化と再発防止策の徹底を図り、信頼の回復に努めてまいります。

4. 業績に与える影響

本件による2020年3月期の連結業績予想への影響につきましては現在精査中であり、開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以 上